第38号　令和4年7月7日 発行

れんこん（蓮根）

見通しが利き、広がって多くの根を持ち、なおかつ会員の意を汲んで開花させる　題字 斉藤一健

発行 :東北支部北河内地区広報活動地区育成委員会

TEL:06-6965-9999　FAX: 06-6965-2468　touhoku-info@truck.or.jp

第 60 回 支部定時総会

令和 4 年 5 月 20 日金曜日、大阪府トラック総合会館 6 階 601 号室において東北支部の「第 60 回 定時総会」が開催され、すべての議案について原案どおり承認された。

コロナ禍により 3 年ぶりの開催となった今回は、初めて「Zoom」を利用し、対面とオンラインのハイブリッド定時総会となりました。残念ながら懇親会の開催は見送らせていただきましたが、56 社の会場出席と 24 社のウェブ参加（委任状 279 通）で下記議案は全て原案どおり承認された。

第 1 号議案　令和 3 年度事業報告並びに会計報告の承認について
第 2 号議案　令和 4 年度事業計画並びに収支予算（案）について
第 3 号議案　任期満了に伴う役員の改選について

なお本総会の終結時をもって 3 期 6 年務められた尾崎支部長が退任。新たに中島新支部長が就任した。中島支部長からは「知床観光船の事故をきっかけに、運送業界もさらに安全性が求められる。会員各社の事業運営に役立つような情報提供を行い、一緒に運送業界を盛り上げていきたい」との挨拶があった。

中島支部長、就任ご挨拶！

この度東北支部支部長として就任させて頂く事になりましたワールド運輸株式会社 中島仁志でございます。日頃は支部の運営に関し、格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

世界に猛威を奮った新型コロナ感染症やロシアのウクライナ侵攻の影響による厳しい経済情勢の中、社業の発展、業界の発展に寄与されておられます会員の皆様方には心からの敬意と感謝を申し上げる次第です。

我々トラック業界はこのような世界動向の影響により諸物価の高騰や原油の高騰、世界の物流の停滞など、関連する多数の企業の経営において今後も引き続き暗い影を落としていく事でしょう。我が国の経済・産業界のこれまでの継続と発展する歴史において「物流」は、今後も続くであろう混沌とした経済環境の中、それぞれが得意とする物流分野で多様性あふれる会員の皆様方と力を合わせ、トラック協会というフィールドで業界の存続と発展に組んでまいります。

業界の存続と発展には、我々個々の企業の資質の向上、並びに業界の公共イメージの向上にも日々絶え間なく取り組む必要があると考えています。

また、「適正な取引の推進」や「働き方改革実現」に向けて、国土交通省を始めとする関係行政機関への提言・協力により、我々運送事業者を取り巻く環境改善にも支部の活動として取り組んで行かなければなりません。

皆様方企業と運送業界の発展に少しでもお役に立てるよう、誠心誠意、支部長職を務めてまいりますので、皆様には何卒ご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

新役員様のご挨拶

松本理事

この度、北河内地区役員に選任されました協和運送㈱の松本理智です。まだまだ未熟者でございますが、少しでも業界発展の為に、頑張りたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

中野理事

この度北河内地区の理事となりました中野運輸㈱の中野真道と申します。若輩者で不慣れではございますが、先輩方のご指導ご鞭撻を賜りながら、トラック協会、トラック業界発展の為に精一杯頑張りますのでご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

地区役員一覧 ＜敬称略　順不同＞

地 区 長：　ワールド運輸㈱　中島仁志　（大　東・四條畷ブロック）
副地区長：　だるま運輸㈱　北岡伸夫　（寝屋川・枚方・交野ブロック）
副地区長：　井上運輸倉庫㈱　井上　算　（大　東・四條畷ブロック）
会計監査：　㈱ネットワーク　池田雅信　（守　口・門　真ブロック）
会計幹事：　京橋運輸㈱　桜本芳久　（守　口・門　真ブロック）

寝屋川・枚方・交野ブロック

㈱タイヨー運送　白井博已，　下田運輸㈱　下田智弘，　佐川急便㈱　田平伸一郎，
㈱斉藤組　齋藤雅彦，　㈱交野運送　田崎一人，　松下運送㈱　岩﨑清美，
㈱樋口運送　樋口　保，　中野運輸㈱　中野真道

守　口・門　真ブロック

田中運送㈱　田中　均，　㈱吉良　吉良義之，　丸善大阪運輸㈱　児嶋　純，
守口実業㈱　江口公明，　三浦運輸㈱　三浦　修，　協和運送㈱　松本理智

大　東・四條畷ブロック

㈱中原運輸　中原　毅，　㈱バルコエキスプレス　前田正彦，大東陸運㈱　大東昌彦

※ 4 月 21 日開催の地区役員会に於いて役員選出規程 9 条に基づく互選の結果、上記のとおり地区長・副地区長・会計監査・会計監事に選出されたことを報告します。また、各委員会の所属と委員長・副委員長も同日の会議にて決定しましたので、併せてお知らせします。

総務委員会

下田委員長，　大東副委員長，　池田理事，　桜本理事，
斉藤理事，　中野理事　以上 6 名

交通安全環境指導委員会

田平委員長，　田崎副委員長，　田中理事，　児嶋理事，
岩﨑理事，　樋口理事　以上 6 名

広報活動地区育成委員会

吉良委員長，　前田副委員長，　白井理事，　江口理事，
三浦理事，　松本理事　以上 6 名

上記は先月の 6 日付で、荷主企業各社へも近畿運輸局自動車交通部と大阪労働局労働基準部の連名にて送付された「トラック運送事業に係る適正運賃の収受」する交渉用パンフレットです！

標準的な運賃の届出は済まされましたか？

トラック運転者の労働環境は、他産業より**低賃金**、**長時間労働**であるため、担い手不足が喫緊の課題となっています。また、働き方改革関連法に基づき、2024 年から適用される罰則付きトラック運転者の時間外労働の上限規制（年 960 時間）も考慮すると、担い手不足はさらに拍車がかかることが予想されます。この課題に対応するため、令和 2 年 4 月 24 日に国土交通大臣が告示したのが、「**標準的な運賃**」です・・・　　標準的な運賃の届出はされましたか？

大阪府において、70%以上の届出率を 4/1 に達成したことから、大ト協では上記の荷主向けのパンフレット（全 10 頁）を作成し、荷主企業へ左記連名の封筒にて送付。次なるｽﾃｯﾌﾟは･･･

国土交通省 近畿運輸局

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
大阪労働局　兵庫労働局
京都労働局　滋賀労働局
奈良労働局　和歌山労働局

荷主の皆さまの
ご理解とご協力が必要です！

「標準的な運賃」交渉セミナー

7/14・7/19・7/20・7/21・7/26 の 5 日間に渡りアートホテル大阪ベイタワーにて大ト協の滝口専務理事を講師として標記セミナーが開催されます。（無料）

◆大型免許、中型免許、二種免許の受験資格が緩和されたのをご存じですか？

道路交通法の一部を改正する法律等の施行により 5 月 13 日から、大型免許、中型免許、二種免許の受験資格が緩和され、「受験資格特例教習」を修了することにより、19 歳以上で、かつ、普通免許等を受けていた期間が 1 年以上あればこれらの免許を受験することができるようになりました。受験資格特例教習は、公安委員会から受験資格特例教習の指定を受けた届出自動車教習所において受けることができます。なお、受験資格特例教習を修了して第二種免許等を新規取得した人は、本来の免許取得年齢（第二種免許・大型免許は 21 歳、中型免許は 20 歳）に達する日までを若年運転者期間として指定されます。若年運転者期間内に違反行為をして累積点数 3 点以上（1 回の違反が 3 点の場合は 4 点以上）となった場合、「若年運転者講習」の受講が義務付けられ、不受講者または再度一定の基準に達した場合は特例取得免許が取り消しとなります。

また、今回の改正では「積載制限」も緩和されており、全ト協が出しているリーフレットを同封しましたので、ご参照下さい。

そのほかにも改正道路交通法により、75 歳以上の免許更新手続きについて「認知機能検査の検査方法の変更」「高齢者講習の一元化」「運転技能検査の新設」といった改正もされ、サポートカー限定条件の運転免許も導入されることになりました。なお「高齢者の運転免許更新の概要」は、下図の通りです。次項では新たに導入された 75 歳以上の「運転技能検査」についてです。

[高齢者の運転免許更新の概要]

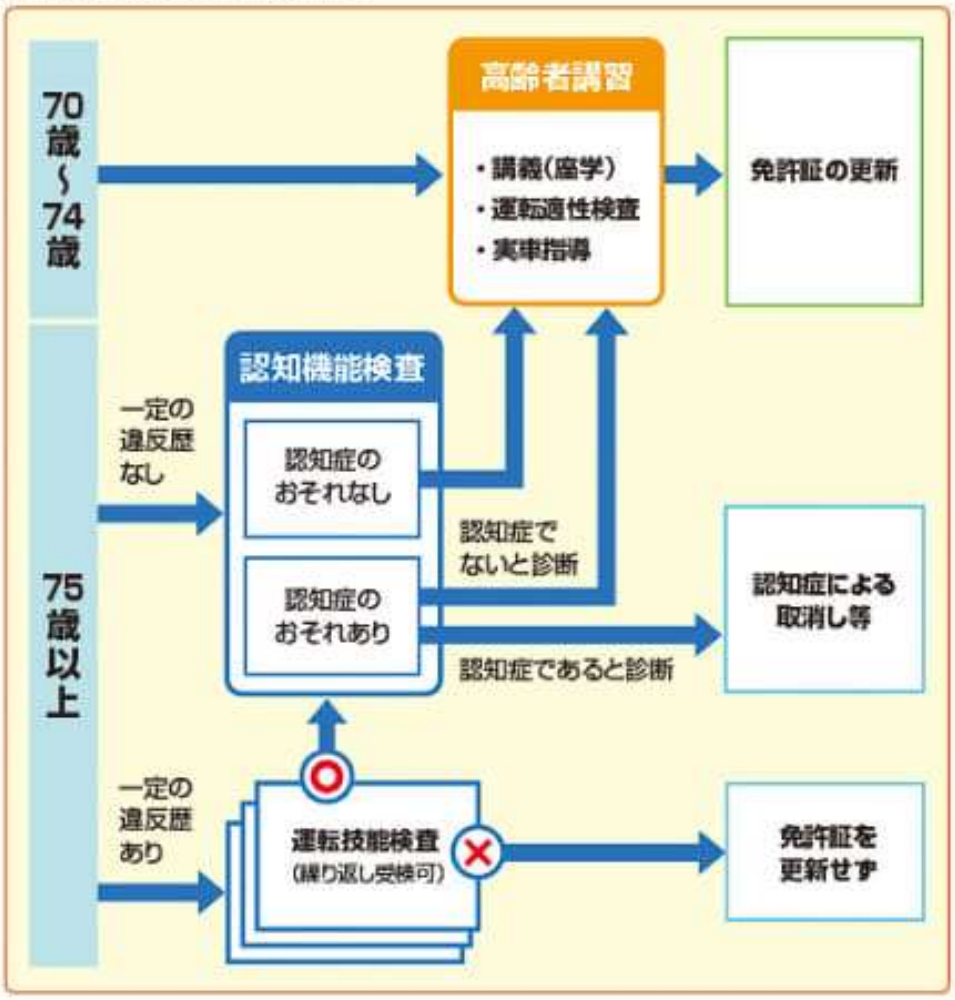

(出典：全国交通安全協会)

違反歴のある 75 歳以上は運転技能検査が必須！！

新たに 75 歳以上の後期高齢者を対象とした「運転技能検査(実車試験)制度」が導入されます。75 歳以上で一定の違反歴（下記の「基準違反行為」）がある人は、実車による運転技能検査を受検し、合格しないと免許の更新ができなくなります。これまでも認知症と認定された場合は免許取り消しになるなどの措置がとられていましたが、認知症でなくても運転技能に問題があると判断された場合は、免許の更新ができなくなります。

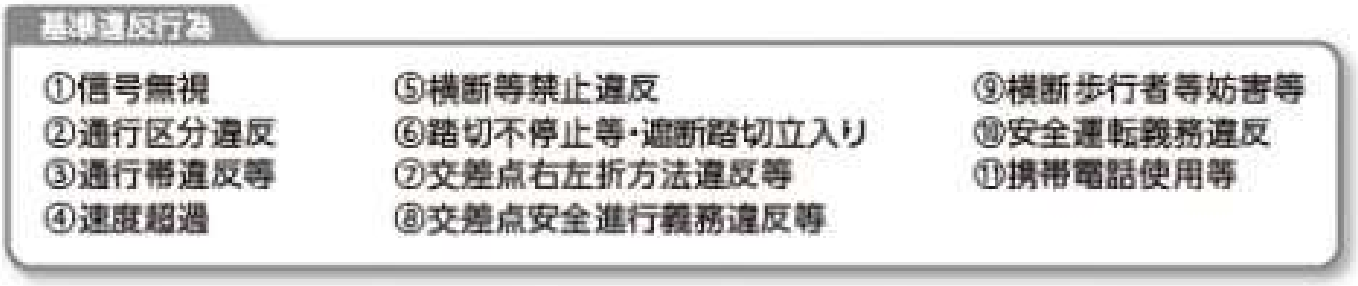

(出典：全国交通安全協会)

運転技能検査について

時間は約 10 分間。試験場や教習所の 1.2km のコース内で、実際に車に乗っての受検。一時停止の場合、停止線を超えて停止すると 10 点減点。 また事故が多い、ブレーキとアクセルの間違いについて検査する「段差の乗り越え」テストもあります。アクセルを踏んで進み、段差に乗り上げたと同時にブレーキを踏んで、すぐ止まるという課題。この課題では、段差からタイヤの中心が 1 メートルを超えて停止すると 20 点の減点です。アクセルと間違わずにブレーキをとっさに踏むことができるかをみる課題です。
こうした項目合わせて 5 つの検査で 100 点満点中 70 点以上を取らなければ免許は更新できません。ただ、一度不合格になっても、免許更新期限の 6 カ月前から失効するまでであれば、繰り返し受験することが可能（検査手数料は 1 回 3550 円）。あくまで免許の有効期間内に検査を受けるというもので、不合格のまま期限を迎えればそこで失効。

なお、この検査は警察庁が令和 3 年に調査研究をしているそうで、高齢者 218 人に実際にテストを受けてもらったところ、22.9%が 1 回目で不合格だったということです。今後は年間 15 万 3000 人が対象となるので、この数字から試算すると、約 3 万 5000 人は 1 回目で不合格となることが予想されているそうです。

◆北河内地区会員状況　全３２０社

― 令和 4 年 6 月 30 日 現在 ―

守口・門真ブロック	123 社
寝屋川・枚方・交野ブロック	124 社
大東・四條畷ブロック	73 社

◆北河内地区の「標準運賃」届出の進捗は？

ご協力・ご賛同を賜り 6/30 現在の当地区の届出数は、203 社になりました。しかし当地区内で未だに届出していない会員様は、75 社も残っております。令和 6 年 3 月迄が時限立法措置。届出方法等は、ぜひ事務局にお問い合わせを！

道路交通法

「自動車の積載の制限及び大型・中型免許取得の受験資格」が変わります

令和4年
5月13日
施行

自動車の積載の制限に係る改正（道路交通法施行令第22条関係）

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動車の積載の制限」について規定されています。積載の制限を緩和した改正道路交通法施行令が令和4年1月6日に公布され、**令和4年5月13日より施行**されます。

	現行（改正前）		令和4年5月13日～（改正後）	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の大きさ制限（施行令第22条第3号）	自動車の長さにその長さの**10分の1**の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さにその長さの**10分の2**の長さを加えたもの	自動車の幅**にその幅の10分の2の幅を加えたもの**
積載の方法の制限（施行令第22条第4号）	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から**自動車の幅の10分の1の幅を超えて**はみ出さないこと
イメージ	積載物の長さ≦L′×1.1 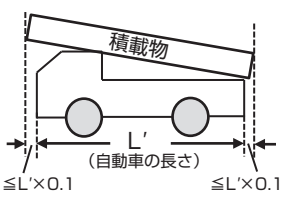 前後の貨物のはみ出し≦L′×0.1	積載物の幅≦自動車の幅 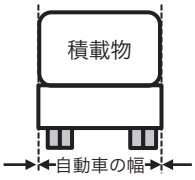 左右の貨物のはみ出し不可	積載物の長さ≦L′×**1.2** 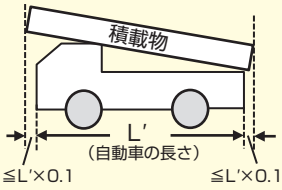 前後の貨物のはみ出し≦L′×0.1	**積載物の幅≦W′×1.2** 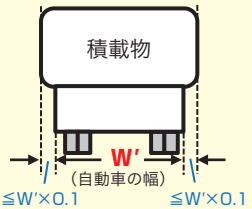 **左右の貨物のはみ出し≦W′×0.1**

注①：上記の規定を超えた積載をして車両を運転する場合には、**「制限外積載許可」**が必要となります。
（詳細は出発地を管轄する警察署にお問い合わせください。）

注②：**積載貨物状態で幅2.5mまたは長さ12mを超える場合**、道路法及び車両制限令に基づき、**「特殊車両通行許可」または「特殊車両通行確認」**が必要となります。
（特殊車両通行制度については、「特車PRサイト（https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/）」をご覧ください。）

特車PRサイト

令和4年
5月13日
施行

道路交通法が変わります
「自動車の積載の制限及び大型・中型免許取得の受験資格」

運転免許の受験資格の見直しに関する規定の整備

	現行（改正前）	令和4年5月13日～（改正後）
受験資格	○大型免許 …**21歳**以上かつ 普通免許等保有**3年**以上 ○中型免許 …**20歳**以上かつ 普通免許等保有**2年**以上	○**特別な教習**を修了した者 **19歳以上**かつ普通免許等保有**1年**以上 ※大型・中型免許の受験資格で担保している資質を特別な教習により年齢要件が担保する「自己制御能力」及び経験年数要件が担保する「危険予測・回避能力」を養成
補足	第二種免許取得者、自衛官等の受験資格の特例あり	免許取得前後の**「安全対策」**を整備

改正内容（図）

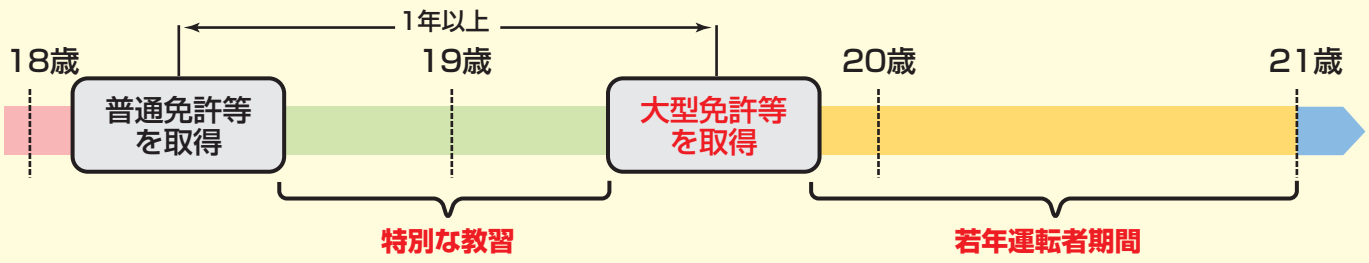

安　全　対　策

	免許取得前 **特別な教習（特例教習課程）**	免許取得後 **若年運転者講習**
内容	◇**教習内容** ◦技能録画（実車） ◦性格と運転の概要（座学） ◦運転適性検査の結果・録画映像に基づく個別的指導（座学・実車） ◦危険予測・回避能力の養成に資する指導（座学・実車） ◇**時限数**…36時限以上（適性・技能） ◇**指導員**…運転適性検査・指導については、73C型による運転適性検査を行うことが出来る運転適性指導員が実施	◇大型免許は21歳、中型免許は20歳に達するまでの間（若年運転者期間）に、違反点数が一定の基準※1に達した場合に該当する違反行為を行った場合は、「若年運転者講習」の受講を義務付け※2 ※1 累積違反点数が3点以上（ただし、1回の違反で3点となる場合を除く。） ※2 受講しなかった場合及び受講後に再び基準に該当する違反行為を行った場合は、特例を受けて取得した免許の取り消し ◇**講習時間**…9時間

公益社団法人
全日本トラック協会